

第3回臨時会

起立採決のあった議案に対する各議員の賛否

議席番号	氏名	議案第2号災害廃棄物処理業務委託等に関する調査特別委員会の設置について	災害廃棄物処理業務委託等に関する調査特別委員会の設置の修正案
1	阿部 久一	○	×
2	遠藤 宏昭	○	×
3	阿部 純孝	○	×
4	黒須 光男	○	×
6	高橋 左文	○	×
7	山口 荘一郎	○	×
8	大森 秀一	○	×
9	阿部 和芳	○	×
10	水澤 富士江	×	○
11	阿部 欽一郎	○	×
12	安倍 太郎	○	×
13	丹野 清	○	×
14	千田 直人	○	×
15	櫻田 誠子	○	×
16	渡辺 拓朗	○	×
17	千葉 真良	○	×
18	阿部 正敏	○	×
19	青山 久栄	○	×
20	高橋 栄一	○	×
21	西條 正昭	×	○
22	庄司 慈明	×	○
23	石森 市雄	○	×
24	松川 恵一	○	×
25	森山 行輝	○	×
26	長倉 利一	○	×
27	伊藤 啓二	○	×
28	堀川 禎則	○	×
30	阿部 政昭	-	-
31	後藤 兼位	×	○
32	高橋 誠志	×	○
33	阿部 仁州	×	○
賛 成		24	6
反 対		6	24

※○：賛成、×：反対

※阿部政昭議員は議長であるため採決には加わりません。

意見書

第2回定例会において、次の意見書が総務企画委員会にて審査および本会議採決で採択され、関係機関へ提出することに決まりました。

基地対策予算の増額等を求める意見書

基地施設周辺の市町村は、基地所在に伴う諸問題の解決に向けて鋭意努力しているところであり、しかし、基地関係市町村は、長期にわたる景気低迷による地域経済の著しい疲弊や、基地所在に伴う特殊な財政需要の増大等により大変厳しい財政状況にあります。

こうした基地関係市町村に対しては、これまで総務省所管の固定資産税の代替的性格を基本とした基地交付金（国有提供施設等所在市町村助成交付金）及び米軍資産や住民税の非課税措置等の税財政上の影響を考慮した調整交付金（施設等所在市町村調整交付金）が交付されています。

基地交付金・調整交付金については、基地所在による特別の財政需要等にかんがみ、固定資産税の評価替えの翌年度において、平成元年度より3年ごとに増額されてきた経緯があります。

また、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置・運用により生ずる障害の防止・軽減のため、国の責任において防衛省所管の基地周辺対策事業が実施されています。

よって、国におかれましては、基地関係市町村の実情に配慮して左記事項を実現されるよう強く要望します。

1 基地交付金及び調整交付金については、今年度は固定資産税の評価替えの年度にあたるため、これまで3年ごとに増額されている経緯を十分に踏まえ、平成25年度予算において増額するとともに、基地交付金の対象資産を拡大すること。

2 基地周辺対策経費の所要額を確保するとともに、各事業の補助対象施設及び範囲の拡大等の適用基準の更なる緩和を図ること。

記

第3回臨時会に提出された議案と審議結果

(平成24年5月31日開催)

その他 (承認)

専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

(石巻市市税条例の一部を改正する条例)

(石巻市都市計画税条例の一部を改正する条例)

(石巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

(平成23年度一般会計補正予算)

(平成23年度石巻市水産物地方卸売市場事業特別会計補正予算)

(平成23年度石巻市下水道事業特別会計補正予算)

(平成23年度石巻市農業集落排水事業特別会計補正予算)

(平成23年度石巻市浄化槽整備事業特別会計補正予算)

(平成23年度石巻市国民健康保険事業特別会計補正予算)

(平成24年度石巻市一般会計補正予算)

議会提出 (原案可決)

災害廃棄物処理業務委託等に関する調査特別委員会の設置について

市議会 ホームページ

<http://www.city.ishinomaki.lg.jp/gikai/gikai.jsp>
へアクセスしてください。

石巻市議会

検索

市議会ではホームページを開発しています。議会に関する様々な情報を掲載しています。議会の日程や「いしのみき市議会だより」で取り上げた内容等についても詳しくご覧頂くことができます。

定例会や各委員会の会議録も検索できます。



災害廃棄物処理業務委託等に関する調査特別委員会 (100条委員会)を設置、徹底解明へ

平成24年5月31日の市議会第3回臨時会において、市内建設会社が市から委託された東日本大震災で発生した災害廃棄物処理業務等において不適切な会計処理があったとして、地方自治法第100条で規定されている議会が調査権を行使できる調査特別委員会（100条委員会）の設置が議員提案され、賛成多数で可決しました。

調査特別委員会では、災害廃棄物処理業務のほか、同社代表取締役が代表理事を努めていた「一般社団法人石巻災害復興支援協議会」に市が委託した入浴支援業務委託やボランティア調整管理業務委託など他の業務についても精査することとしており、現在、実態と原因究明へ向け調査を進めています。

【災害廃棄物処理業務委託等に関する調査特別委員会の開催状況】

第1回 平成24年5月31日

- ①正副委員長の互選

第2回 平成24年6月5日

- ①今後の委員会運営について

第3回 平成24年6月11日

- ①委員会の進め方について

第4回 平成24年6月15日

- ①記録の提出について
- ②参考人・証人の選考について
- ③共通尋問事項について
- ④質問方法について
- ⑤参考人招致・証人喚問の日程について

第5回 平成24年6月19日

- ①証人尋問における共通尋問事項について
- ②証人尋問の進め方について

第6回 平成24年6月28日

- ①証人尋問
(建設会社代表取締役、一般社団法人石巻災害復興支援協議会理事2名)

第7回 平成24年7月3日

- ①7月5日の証人尋問の進め方について
- ②証人尋問における共通尋問事項について

第8回 平成24年7月5日

- ①証人尋問（市職員5名）

第9回 平成24年7月12日

- ①証人尋問（市職員1名）
- ②参考人意見聴取（社会福祉法人石巻社会福祉協議会事務局長）

第10回 平成24年7月30日

- ①証人尋問（石巻市長）



▲災害廃棄物処理業務委託等に関する調査特別委員会の様子

委員会名簿

委員長	松川 恵一
副委員長	丹野 清
委員	阿部 純孝
委員	黒須 光男
委員	水澤 富士江
委員	渡辺 拓朗
委員	青山 久栄
委員	森山 行輝
委員	堀川 禎則
委員	後藤 兼位

※100条委員会とは・・

100条委員会とは、地方自治法第100条に規定されている調査権について、議会から委任された委員会の総称であります。

国会には広範囲な調査をする権限として、国政調査権が与えられており、それと同様の趣旨で、地方議会にも地方公共団体の事務に関する調査を行う調査権が認められています。

議会から調査権を委任されることにより、同条第1項の規定に基づき、関係人の出頭、証言及び記録の提出を請求できるほか、同条第10項の規定に基づき団体等に対し照会をし又は記録を請求できます。

調査権には大変強い権限があり、正当な理由がなく出頭、証言、記録の提出を拒否した場合や虚偽の陳述を行った場合には、罰則があります。

ただし、この調査権は事実解明の手段であり、警察のような捜査権ではありません。あくまでも事務事業の問題点を真相究明することで今後の改善を図るものです。

石巻市議会議員定数条例が制定されました

議員定数4人削減 定数34人→30人



議員定数等調査検討特別委員会の様子

【議員定数等調査検討特別委員会の審査経過】

議員定数等調査検討特別委員会は、平成22年石巻市議会第3回定例会において、地方分権の進展に伴い地方議会の機能強化と充実が求められている中、社会経済情勢と地域の実情に応じた適正な石巻市議会議員の定数等を定めることを目的として設置されました。

設置された平成22年9月22日から、合計11回の委員会を開催し、積極的に調査研究を実施してきました。

議員定数等の調査に当たっては、県内各市・類似団体の議員定数や議員報酬等の状況、全国市議会議長会の議員定数に関する調査などの資料のほか、行政改革プランの説明会における市民の意見などを参考とし、全議員の意見を聞きながら石巻市の実情に応じた議員数について検討を重ねました。その結果、「本市の議員定数は、30人とすべきである」との結論に至りました。

平成24年6月22日、平成24年第2回定例会に委員会提出議案として石巻市議会議員定数条例が提出され、賛成多数で可決されました。

この議員定数は、現在の議員の任期満了に伴う平成26年5月に行われる市議会議員選挙より適用されることとなります。

東日本大震災復興促進特別委員会の活動

【東日本大震災復興促進特別委員会開催状況】

平成24年4月27日開催（理事会）

- ① 4月17日の特別委員会議題に係る今後の対応及び全体会での懸案事項について
- ② 特別委員会対応となった全協申し入れ事項の扱いについて
- ③ 仮設住宅における現状について

平成24年5月14日開催（全体会）

- ① 特別委員会対応事項について
 - ・石巻市立学校施設災害復旧整備計画について
 - ・被災者の住まい再建検討のための参考値について
 - ・石巻市立病院復興基本計画について
- ② 仮設住宅における現状について
- ③ 4月17日の特別委員会全体会における懸案事項について

平成24年5月21日開催（理事会）

平成24年5月31日開催（全体会）

- ① 5月14日の特別委員会全体会議題③における再調査・再精査事項等について

東日本大震災復興促進特別委員会でこれまで話し合われてきた災害廃棄物処理業務委託等に関する案件は、5月31日に設置された災害廃棄物処理業務委託等に関する調査特別委員会で調査することになりました。



▲東日本大震災復興促進特別委員会の様子

一般質問

議員16人が登壇

市政を問う!

第2回定例会の一般質問は、6月18日、19日、21日、及び22日の4日間行われました。今回は16人の議員が登壇し、市政全般にわたり市当局の見解をいただきました。

その中から、いくつかの質問と答弁の要旨を紹介します。

なお、このコーナーは登壇した議員が各々市当局の答弁にもとづき、記事の編集を行っています。

一般質問通告一覧

(※議員名の前に付いている番号は質問順序です)

①黒須 光男

- 1 近づく亀山市政の瓦解と市長の責任問題

②水澤富士江

- 1 住まいの再建について
- 2 日和山への避難路の整備について

③遠藤 宏昭

- 1 日常生活の復旧・復興は、はたして実感できているのか

④森山 行輝

- 1 がけ地近接等危険住宅移転事業について
- 2 学校防災検証事業費について

⑤松川 恵一

- 1 市長の政治姿勢について
- 2 産業振興について
- 3 全国瞬時警報システム（Jアラート）について
- 4 湊地区の諸課題について

⑥千葉 眞良

- 1 住宅再建支援策について
- 2 廃止する公共施設の利活用について
- 3 湊中・湊小の再開について
- 4 湊二小の廃校について
- 5 7.8「とにかく にげっぺ!」避難訓練について
- 6 人事課題について

⑦安倍 太郎

- 1 震災復興計画について
- 2 市立小中学校復興整備計画について

⑧山口 荘一郎

- 1 防災訓練について
- 2 震災アーカイブについて

⑨高橋 栄一

- 1 石巻市震災復興基本計画について
- 2 大川地区の復興方針について

⑩堀川 禎則

- 1 震災を後世に伝える事について
- 2 避難路としての県道整備について

⑪渡辺 拓朗

- 1 防災集団移転事業及び都市計画について

⑫櫻田 誠子

- 1 安全対策について
- 2 被災者支援について

⑬庄司 慈明

- 1 二重ローン問題
ー産業と雇用の前進を願いながらー
- 2 居住地再建
ーその支援策と展望ー
- 3 瓦礫処理問題
ーその具体的対応ー
- 4 湊第二小学校の利活用
ー地域住民の目線から考えるー

⑭後藤 兼位

- 1 迅速な復興へ向けての行財政運営について

⑮阿部 正敏

- 1 山下地区における雨水対策について
- 2 グループ補助事業の遂行状況について
- 3 放射能による風評被害対策について
- 4 魚市場背後地（加工団地）整備について
- 5 鎮守の森の神社再生について

⑯阿部 久一

- 1 石巻復興協働プロジェクトについて
- 2 東日本大震災復旧復興にむけて
- 3 疑惑のガレキ処理業務委託事件について



黒須 光男 議員

・近づく亀山市政の瓦解と市長の責任問題

問 好評だった韓国ドラマ「トンイ」は、賤民の生まれのトンイが19代国王スクチュンとの間に世継ぎをもうけ、立派な王とするために「民の父となれ」と育成する。うらぎり、陰謀、側近登用等、次ぎから次ぎへとドラマが展開する様から、今の亀山市政の弱点を読み取ることができた。

今、問題化している、市内建設会社によるがれき処理業務委託で不正な会計処理が行われ、3億円以上の公金が支払われているが、市長は「民の市長」となって、市民の視線に立って告発し、問題を明らかにすべきであると考えが見解は。

※賤民(せんみん)とは…身分の下の者

答 これまでも、災害廃棄物処理業務委託等に関する問題については、議会に対しても説明してきたとおりである。

市や行政が疑惑を持たれている問題について、灰色か黒色かを決めるといふことは、非常に難しい問題である。庁内においても真剣に討議した結果、現時点での状況判断では、告発するということの立証は得られないといった判断になった。



水澤富士江 議員

問 防災集団移転の促進について対象外の方へ独自の支援策を

①移転先の選択肢の拡大を。
②移転先の買い上げ時期は。
③対象外の方が移転する場合は、支援金の高上げ等、自治体独自の支援策を。また、最大の被災地石巻から、現行の国の制度の改善を求めるべきではないか。

答 独自は厳しい、国に強く働きかける

①雄勝地区から河北地区への移転も可能。
②早ければ今年度後半から対応。
③独自では厳しい。国に強く働きかけていく。

問 復興公営住宅の早期建設を

①向陽町5丁目の市有地に集合住宅を。
②仮設が建っている所へ公営住宅の建設を求める声に応えるべきでは。

答 ①検討する。
②検討する。

問 日和山への避難路の整備を

答 全体的な拡幅整備は、手法等検討する。



遠藤 宏昭 議員

・日常生活の復興は実感できているか

問 新市街地事業計画の進ちよく状況について、市民の目に見えるまで、どれくらい時間がかかるのか。

答 新蛇田地区は、三陸道北側の約47ヘクタールについて、7月末の事業認可を目指し、早ければ本年秋には造成工事の一部に着手したい。

問 生活道路である市道整備について、白と赤のスプレーでマークしてから数ヶ月経過しているが。

答 地下埋設物が被災している場合、その復旧が完了次第、河川や海岸沿いの市道は堤防等の復旧や改良事業の進ちよくを見ながら整備したい。

問 このままでは石巻市は倒産するのでは？という市民の不安を払拭する復興ビジョンについて。

答 市税収入が大きく落ち込み、自主財源を確保することが困難な状況から、震災復興特別交付税等、国の全面的な財政支援を要望し事業の実現を図る。



森山 行輝 議員

・がけ地近接等危険住宅移転事業について

問 本制度の概要と既に移転している対象者について、この制度は適用されるのか。

答 がけ崩れ等自然災害の恐れの高い土地から住宅の移転を行う方に対しての支援制度であり、「災害危険区域」の指定が前提となる。国に対し、遡及適用を要望している。

・学校防災検証事業費について

問 この事業について、その目的、内容について伺う。

答 3・11の震災当日の状況を専門的な立場から客観的に整理して、今後の学校防災に役立てていきたい。事業費を2千万円見込み第三者機関に委託し、その組織内に事務局を設けて、人選を含め調査委員会やワーキンググループを立ち上げ、作業を進めたい。

委託先はコンサルタント事業者等で、委員は、弁護士、学識経験者、精神科医など6名程度の委員、御遺族等広く協力をいただき推進していきたいと考えている。



松川 恵一 議員

・全国瞬時警報システムJアラートについて

問 市民に提供する情報はどのようなものがあるのか。また、どのような方法で周知するのか。

答 提供する情報は弾道ミサイルによる攻撃や大規模テロ、ゲリラなど武力攻撃に関する国民保護法に關係する情報と大津波警報や津波注意報などの情報に限定されている。

市民への周知方法は国から発せられた危機情報を人工衛生を介して本市に設置されている無線を自動的に起動して防災行政無線により自動的に放送される。

・湊地区の諸課題について

問 内海橋と歩道橋の整備はいつ頃か。
答 実際の工事は平成25年度になる。

問 国道398号線の道路拡張の内容は。
答 湊地区の398号線は、幅員20mの2車線で決定。設計が固まり次第住民へ説明する。

問 湊交番の新設設置について
答 石巻警察署では現時点で設置は未定とのこと。



千葉 眞良 議員

問 全壊、大規模半壊等した住居ゾーンの被災者への独自支援策について、検討状況及び国県からの財政支援は、どうなっているのか。

答 現行制度では、住宅の建設規制がない地区の住宅再建については、生活再建支援法に基づく支援制度以外の支援はない。今後の街づくりを考えるうえでも、何らかの独自支援策を行い、住宅再建を推進していく必要性を強く認識している。県内外の市町村においても、同様な認識から独自に各種独自施策を打ち出しているが、本市の被災規模は、全壊戸数が2万4千戸以上であり、半壊、大規模半壊の世帯も含め、仮に防災集団移転促進事業やガケ地隣接等危険住宅移転事業と同等な補助を行った場合には、本市単独で実施可能な額では到底ない。

市が被災者の生活支援として積立している復興基金は、住宅再建だけでなく、コミュニティや産学振興、福祉、雇用等の支援のために交付されたものであり、これらの財政面での実情等も踏まえ、新たな財政支援の必要性を沿岸市町と一体となり、宮城県に対し要望した。

現在、実施可能な支援策の検討と併せ、県や沿岸市町と連携しながら、国に対する要望活動を展開し、財源の確保と具体的な方策を打ち出していきたい。



安倍 太郎 議員

・震災復興計画について

問 住宅自主再建に独自の支援制度創設は

- ① 防災集団移転区域内と区域外では、支援制度に格差がある。埋めるために支援策を。
- ② 他自治体では独自支援策を実施している。復興に繋ぐため、創設を。
- ③ 女川町では、町内定住促進支援制度として創設している。本市の移住の現状は。
- ④ 平等な支援と財源確保のため、第4次交付金申請に盛り込むべきでは。
- ⑤ 最大被災地の市長として、県内被災自治体のリーダーシップをとり、要望活動をすべきでは。

答 財源確保のため、要望活動を継続する

- ① 復興基金があるが、住宅再建支援の財源が足りない。国・県に強く働きかける。
- ② 被害戸数が他市と比べ違いがあり、仙台市同様の支援の場合550億円をゆうに超える。現在検討中である。
- ③ 実態数は把握していない。定住促進の観点から、住宅再建支援策の必要性を強く感じる。
- ④ 実現に向け、第4次申請と復興特別交付税等を随時申請する。
- ⑤ 最大被災市として本市がリーダーシップを取り、国・県へ要望活動をしていく。



山口 荘一郎 議員

・防災意識風化防止について

問 訓練のための訓練ではなく、実践で活かすべく、防災訓練の成果反省を活かすPDSAサイクルを徹底すべきではないか？

答 訓練に際して、自主防災組織等と個別の協議は行えなかったため、次回以降の課題として検討していく。PDSAを回すことは非常に重要であるため、東北大学の全面協力を得て、今回の訓練の検証を実施していくとともに、職員の暫定マニュアルについては、秋口に実施する職員訓練の結果を経て確定させる。また、教育委員会内に消防や市の担当課を交えた学校防災推進会議を設置し、防災推進を進めていく。

※ PD S A サイクルとは
P L A N (計画) D O (実行) S T U D Y
(評価) A C T (改善) の4段階を繰り返す
ことで継続的な業務改善を推進すること。

問 震災アーカイブについての見解は。

答 宮城県が国に国営祈念公園を石巻市に設置するよう要望している。公園部分だけでなく、展示施設も公園の一部であるとの認識のもと、県と連携を図り、国への要望活動を継続していく。



高橋 栄一 議員

・石巻市震災復興基本計画について

問 産業の再生と企業誘致への取り組みは。

答 新たな設備投資や立地企業に対し、市独自の支援制度を拡充し、税務特例措置の活用により早期の復旧・復興を図りたい。

・大川地区の復興方針について

問 針岡地域の孤立化解消へ向け、道路復旧の今後の見通しは。

答 市道谷地針岡線の嵩上げを1.9キロメートルに渡り早期に実施する。残りの道路についても出来るだけ早く嵩上げして、孤立化することのないよう復旧したい。

問 針岡地域の農地復旧への対応と見通しは。

答 今年度中に富士沼の淡水化と除塩工事を終了させ、来年度作付けに向けて努力したい。

問 富士川、皿貝川へ強制排水機場の設置を。

答 住民代表の方々と一緒に、実現に向けて国や県に積極的に要望していきたい。



堀川 禎則 議員

・震災を後世に伝える事について

問 何を後世に残すかの検討状況は。

答 市民からの意見を踏まえ、維持管理費も考え検討し、秋口までに残すものを決める。

問 各総合支所で残す考えのあるものは何か。

答 土木学会で高い評価のある河北・大川地区の釜谷水門は検討される。

問 ジオパークも残す方法の一つとなるが、その考えはあるのか。

答 国営祈念公園に力を入れたい。その中で位置づけが必要と考える。

問 検討時間も必要。公共施設の解体を待つ事はできないか。

答 地域が残したいものを残す。残すことでのデメリットもある。

・避難路としての県道整備について

問 震災で唯一の道となった石巻雄勝線の整備について考えは。

答 本年度、1.5車線を基本に整備着手されている。



渡辺 拓朗 議員

・防災集団移転事業及び都市計画について

問 災害公営住宅の入居希望の極端な西高東低の改善策として、東部地区の公共施設などを示したグランドデザインを早期に提示すべきと考えるが見解は。

答 現在、被災した公共施設の調査、今後どのように使うかを再配置計画の中で検討している。なるべく早い機会に、市民の皆様へ公共施設の配置状況を示したい。

問 変化する被災者の住まいの再建への希望やニーズに速やかに対応できるよう市街化区域拡張で対応すべきと考えるが。

答 震災復興事業により、都市構造に大きな変化が生じるため、将来の市街地を見据えた都市計画の見直しが必要と考える。したがって、適切な時期に隣接市町や県との調整を図りながら、市街化区域の適切な見直しを行う。

問 可住地域の住宅再建への独自支援策を解体世帯に絞り込んで検討できないか。

答 区域ごとのデータ整理を精査して、どういったところに独自支援策を投下することが望まれるのかを踏まえ検討したい。



櫻田 誠子 議員

・通学路の安全確保について

問 震災後、歩道の陥没や標識の破損により危険な場所や、町内会が消滅し、街灯が消え暗がりが多い地域もあることから、早期に改善すべき。

答 文部科学省、国土交通省、警視庁の三省庁連携で通学路の点検を行う。

問 震災後は、冠水対策と歩道を確保できない地域などへのスクールバスの運行や、信号機・横断歩道の設置を警察に要望し、安全対策に取り組んできたが、今後、学校と保護者で通学路の点検実施要領に従い実施後、三省庁と連携を図る。

問 心のケアについて

答 震災後、1年が過ぎ、精神的に不安定になる傾向があり、心のケアは重要課題と考えるが。

・心のケアについて

問 心のケアは行政が長期的に取り組むべき重要課題であると認識している。うつ病や不安障害を抱える方の相談件数は増加しており、仮設住宅から民間賃貸住宅及び在宅被災者まで拡充し、健康調査等のフォロー強化を保健師と連携し実施する。

答 今後、住民同志の支え合いコミュニティを形成していくための支援も含め、連携強化を図り、心のケアに取り組む。



庄司 慈明 議員

問 職場の確保
— 事業者の二重ローン問題 —

地域経済と地域雇用の復旧・復興にとって、債務を有する事業者が、新規の借入れをする際に発生する二重ローン問題の解決は、喫緊の課題。相談の窓口や事業主体は国・県ではあるが、市としても事業者に対する広報や国・県、金融機関への要望等にもっと力を入れるべきと考えるが、見解を伺う。

答 相談件数115件の中で、債権買取まで解決したのは2件だけの状態。債権買い取りを巡り、『事業者』『金融機関』『復興機構』及び『支援機構』の間での調整に一定の期間を要している。支援基準の見直し等について、国に要望を強めていく。

問 住まいの確保
— 土地・災害公営住宅等 —

防災集団移転の説明会において、工場用地や農地が対象となることが市民に伝わっていない。被災した方が、被災市街地復興推進地域に該当しない地域の方々への説明が不足していることも原因で、災害公営住宅用地の確保が遅れているのではないかと。

答 制度の緩和などがあった場合等、市の職員に対し、的確な情報を素早く伝える努力をしたい。市民への広報活動も、早く広く伝わる様、配慮する。



後藤 兼位 議員

・迅速な復興へ向けての行財政運営について

問 災害公営住宅の建設計画の現状と課題は。

答 整備戸数は石巻地区3千戸、河北90戸、北上110戸、雄勝250戸、牡鹿550戸、合計4千戸。被災者に早く住宅を供給したい。

問 被災者負担の軽減について、防災集団移転地内「住宅の二重ローン問題」は。

答 抵当権のある土地を市は購入できない。所有者がローン完済して、抵当権を抹消しなければならぬ。独自支援策を研究していく。

問 災害廃棄物処理業務における、震災時からの処理業務の推移と現状と課題について

答 ガレキ処理業務に携わった124社のうち30社を無作為抽出して調査。昨年4月から6月の報告書を調べたところ、29社で不備が確認された。

問 廃棄物処理業務、倒壊家屋・事務所解体撤去業務の発注金額は。

答 廃棄物処理業務は約111億円、家屋等解体業務は約103億円で両業務合計は214億円である。



阿部 正敏 議員

問 山下地区における雨水対策について

答 清水町1丁目のJR線路下を通過する排水路の改修を近日中に実施。山下地域における雨水対策の基本設計を年度内に実施し、釜幹線用水路を埋立てして避難道として整備する。

問 放射能による風評被害について

答 放射能検査体制を強化し、地産地消のPR活動を地元向けだけでなく、ホームページを立ち上げ外向けの事業を展開する。

問 魚市場背後地（加工団地）整備について

答 年度内に民有地の嵩上げを終了。平成25年度から道路等の嵩上げを実施する。排水処理公社については、仮設復旧により1日1千トンまで回復し来年度中に完成を目指す。

問 鎮守の森の神社再生について

答 中越地震における財団からの基金の運用益を使って、神社再生の先例はあるが、政教分離の観点から難しいものの、国、県を通じて助成の適用をお願いする。



阿部 久一 議員

・復興協働プロジェクトの進捗状況について

問 バイオマス発電事業に木質ペレット製造事業等も取り入れてはどうか。またドクターカー事業の内容を伺う。

答 採算性、継続性、可能性を検討し評価する。ドクターカー事業については、7月中頃から車両に医療検査機器等を掲載し、仮設住宅の訪問診療を開始する。

・道路網の整備について

問 河北桃生線針岡谷地方面への交差点付近の道路の拡幅と県道石巻雄勝線（真野林道）や船越荒浜間、名振船越間の崖崩れと未舗装道路の整備計画について伺う。

答 谷地方面への交差点付近は針岡方面への道路整備の中で検討したい。また、石巻雄勝線（真野林道）は、15車線で拡幅整備中であるが、冬期閉鎖解消のためにもトンネルで結ぶことを要望していく。

・疑惑の瓦礫処理業務委託事件について

問 週間文春に掲載された後、市は市民への説明責任が果たされていない事について伺う。

答 資料等精査事実を認識する必要があった。説明が不足していた事についてはお詫びを申し上げる。

議会を傍聴してみませんか？

本会議や委員会は、どなたでも自由に傍聴することができます。

市議会議員の活動、市政を知るために、ぜひ傍聴してみませんか？

本会議の一般傍聴席の定員は40席、委員会は10席です。

会議当日、傍聴受付で住所、氏名を記入し、傍聴券の交付を受けてください。

傍聴券は先着順で交付いたします。

(※議長及び委員長が必要と認めた時は定員を超えて傍聴させる場合があります。)

★ 傍聴時の注意事項

- ・ 議場における言論に対して拍手、その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- ・ 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- ・ はち巻、コート、マフラーの類を着用しないこと。
- ・ 携帯電話等の電源を切ること。
- ・ 飲食又は喫煙をしないこと。
- ・ みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- ・ 議場の秩序を乱し、議事の妨害となるような行為をしないこと。
- ・ 写真、映画、ビデオ等を撮影し、または録音、パソコン操作等をしないこと。
- ・ 係員の指示に従うこと。

※上記の事項を守れない方は、退場していただく場合があります。一度退場させられた方は、その日の会議終了まで再入場することはできません。

お知らせ

3月11日に発生した東日本大震災により、本庁舎6階にありました議会棟は天井等が崩落し、現在使用不可能な状態となっております。本会議や委員会の開催にあたっては、当面の間、本庁舎5階の市民活動ルームを仮議場等として開催しております。また、これまで実施していただきました議会中継についても、カメラ等の放送設備が破損したため、現在は、中継の実施が不可能な状態にありますので御了承ください。

